

令和 8 年第 1 回尾鷲市議会定例会会議録

令和 8 年 2 月 2 4 日（火曜日）

○議事日程（第 1 号）

令和 8 年 2 月 2 4 日（火）午前 1 0 時開会

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 2 号 | 尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 尾鷲市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 尾鷲市行政手続条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 7 号 | 職員等の旅費に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 8 号 | 尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について |
| 日程第 1 0 | 議案第 9 号 | 尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 0 号 | 尾鷲市都市公園条例及び尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 1 号 | 尾鷲市消防団条例の一部改正について |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 2 号 | 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 3 号 | 旅館建築の規制に関する条例の廃止について |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 4 号 | 令和 8 年度尾鷲市一般会計予算の議決について |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 5 号 | 令和 8 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 6 号 | 令和 8 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 7 号 | 令和 8 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について |

- 日程第 19 議案第 18 号 令和 8 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
- 日程第 20 議案第 19 号 令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 12 号）の議決について
- 日程第 21 議案第 20 号 令和 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）の議決について
- 日程第 22 議案第 21 号 令和 7 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 23 議案第 22 号 令和 7 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 24 議案第 23 号 令和 7 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 4 号）の議決について
- 日程第 25 議案第 24 号 尾鷲市過疎地域持続的発展計画について
- 日程第 26 議案第 25 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 26 号 尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 27 号 尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 28 号 尾鷲市道路線の認定について
（提案説明、審議留保）
- 日程第 30 議案第 29 号 尾鷲市公平委員会委員の選任について
- 日程第 31 議案第 30 号 尾鷲市監査委員の選任について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 32 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
（提案説明、質疑、討論、採決）

○出席議員（10名）

- | | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 小 川 公 明 議員 | 2 番 | 西 川 守 哉 議員 |
| 3 番 | 野 田 憲 司 議員 | 4 番 | 入 田 真 嘉 議員 |
| 5 番 | 佐々木 康 次 議員 | 6 番 | 中 井 勇 気 議員 |
| 7 番 | 南 靖 久 議員 | 8 番 | 仲 明 議員 |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	小 川 隆 子 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	後 藤 健 太 郎 君
政策調整課調整監	西 村 美 克 君
総 務 課 長	森 本 眞 明 君
財 政 課 長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市民サービス課長	湯 浅 大 紀 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君
福祉保健課参事	丸 田 智 則 君
環 境 課 長	山 本 容 孝 君
商工観光課長	濱 田 一 多 朗 君
水産農林課長	芝 山 有 朋 君
水産農林課参事	千 種 正 則 君
建 設 課 長	塩 津 敦 史 君
建 設 課 参 事	上 村 元 樹 君
水 道 部 長	神 保 崇 君
尾鷲総合病院事務長	竹 平 専 作 君
尾鷲総合病院総務課長	高 濱 宏 之 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教育委員会教育総務課長	柳 田 幸 嗣 君
教育委員会生涯学習課長	世 古 基 次 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	渡 邊 史 次 君
監 査 委 員	民 部 俊 治 君

監 查 委 員 事 務 局 長

北 村 英 之 君

○ 議 會 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長

高 芝 豐

事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 查 係 長

濱 野 敏 明

議 事 ・ 調 查 係 書 記

世 古 紋 加

〔開議 午前 9時59分〕

議長（小川公明議員） 改めましておはようございます。

これより令和8年第1回尾鷲市議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様には、令和8年第1回定例会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」をはじめとする議案29件と、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を提出させていただきます。

何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、本定例会の開会の挨拶とさせていただきます。

議長（小川公明議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、9番、中村文子議員、10番、西野雄樹議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から3月17日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの22日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する

基準を定める条例の制定について」から日程第29、議案第28号「尾鷲市道路線の認定について」までの計27議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました27議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、令和8年度当初予算を含め、諸議案についての説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、市民の皆様並びに議員各位の深い御理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、令和4年度を始期とする第7次尾鷲市総合計画の下、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向けて、市民の皆様並びに議員の皆様と共にまちづくりを推進しているところであります。

今回、最初の5年間となる前期計画が新年度をもって終了するに当たり、令和9年度から新たにスタートする第7次尾鷲市総合計画後期基本計画の策定に向けて、現在、審議委員をはじめとする市民の皆様と一体となって計画づくりを鋭意進めております。後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画をさらにブラッシュアップし、次期総合戦略や尾鷲市国土強靱化地域計画と一体的に策定し、本市の全ての計画に対し、縦串と横串を通すことはもとより、計画の実現性と実効性の確保を最優先し、具体的で分かりやすい計画をつくり上げたいと考えております。

また、10項目の大型事業をはじめとする重点施策を加速的に推進させ、様々な課題に対し、積極果敢に取り組むことを目指し、事務執行体制を整えるため、新年度から、組織機構の見直しを実施いたします。

全国的に深刻化している人口減少や物価高騰などの影響により、本市を取り巻く社会経済環境は大変厳しい状況にありますが、そういった現況を乗り越えるべく、全庁一丸となり、さらには市民の皆様と共にチーム尾鷲となって邁進していく所存でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、個々の案件につきまして、その取組内容を説明いたします。

まず、おわせSEAモデル構想の推進についてであります。

尾鷲三田火力発電所用地の効果的な活用を目的として、平成30年8月のおわせSEAモデル協議会の設立以来、関係者による様々な取組が進められる中、私

自身が掲げ、押し進めている、10項目の大型事業の一つでもある硬式野球場の建設がいよいよ完成目前に迫ってまいりました。この国市浜公園野球場は、野球での利用のみならず、スポーツ振興ゾーンを起点とする新しい人の流れの創出に向け、スポーツを通じた集客交流人口の拡大や地域活性化につなげる拠点として、本市発展の礎となることと確信しております。

また、新年度からは、順次公園整備計画を具体的に推進し、遊歩道をはじめ、子供からお年寄りまで、市民の皆様が健やかに過ごせられるよう整備してまいりたいと考えております。

次に、同用地への企業誘致について報告いたします。

まず、精力的に取り組んでいる大型製材工場誘致の進捗状況について報告いたします。

現在、事業者側では、事業計画の策定に向けた協議が続けられており、当事業における売上げ、費用、利益など、将来の見込みや現在の状況を把握し、検討を行っているとの報告を受けております。

また、県内各地域の林業を支える原木市場や森林組合をはじめとする素材生産者、県市町の行政関係者等の協力を得ながら、大型製材工場への原木供給に向けた協議も並行して進められている状況であり、具体的には、製材事業者が進める技術開発の進捗などが原木供給側の関係者にも示され、活発な意見交換が行われていると聞き及んでおります。

次に、バナメイエビの陸上養殖事業の進捗状況についてであります。

現在、本市への事業進出を目指すADジャパン株式会社においては、出資協議先である国内大手企業が先行稼働している韓国のバナメイエビ養殖場を視察するなど、資金調達に向けた協議が進められていると報告をいただいております。

また、事業候補用地の土地所有者である中部電力株式会社との用地協議が重ねられ、新年度の工場建設に向けた必要な取組が続けられている状況であります。

企業誘致は、雇用の創出や地域経済産業の活性化、ひいては人口減少対策につながる重要な取組であります。私自身も、引き続き利用者と寄り添い、万全のサポート体制を整え、お互いに顔の見える関係の構築、維持に努めてまいります。

そして、地元選出の国会議員や県知事への進捗状況等を詳しく報告しながら、事業の実現に向けての協力をさらに要請してまいります。

今後も、尾鷲市、尾鷲商工会議所、企業が連携しながら、地域の活性化に取り組み、未来を見据えた持続可能な本市の発展につなげるよう努力してまいります。

次に、商工振興についてであります。

市内経済につきましては、急速な人口減少や過疎化の影響を大きく受けており、事業承継や人材不足の問題に加え、原材料費の高騰や経費の増加など、企業業績への影響が顕著に表れ、大変厳しい状況となっております。

こうした状況の中、国の重点支援地方交付金を活用し、地域振興券及びプレミアム付商品券を発行することで、物価高騰の影響を受けている市民の皆様の生活を応援するとともに、市内の消費拡大を促し、地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、みえ尾鷲海洋深層水事業についてであります。

まず、海洋深層水の知名度の向上のために、アクアステーションでの夏休みなどの長期休暇期間中の居場所づくりやイベントを通じてにぎわいを創出するとともに、物産展への積極的な出展や情報発信の強化などの取組を進めております。

また、海洋深層水の安定的な供給というBCP、すなわち事業継続計画の観点に基づき、海洋深層水産業利用全国自治体協議会と歩調を合わせ、災害等で地元の取水施設が利用できなくなった場合、他自治体の深層水を利用できる体制づくりの協議を進めております。

今後も、安定供給ができる体制を整えるとともに、海洋深層水を取水している全国の市町や御利用いただいている皆様との情報交換を行い、海洋深層水ならではの特徴を生かしながら、新たな顧客の獲得と知名度の向上並びに利用促進を図り、本地域の産業の活性化につなげてまいります。

次に、観光振興についてであります。

観光需要の回復とともに、観光の質的向上や持続可能な観光地域づくりが重視されている中、本市への集客交流人口の拡大に向け、県や東紀州地域振興公社、尾鷲観光物産協会など、関係機関との連携をより一層強化してまいります。

あわせて、インバウンド需要の拡大や観光分野におけるデジタル化の動向を踏まえ、市内に点在する自然、歴史、文化、食といった地域資源を効果的に活用しながら、観光施設やまちなかへの誘客、さらには対流を促進する取組を進めてまいります。

また、みえ尾鷲海洋深層水を活用した市内唯一の温浴施設である夢古道おわせは、本市の観光の拠点であるとともに、市民の触れ合いやにぎわいを創出する場でもあります。引き続き指定管理者と連携を密にしながら、利用客の満足度向上を図ることで、集客力を高め、観光振興と地域の憩いの場としての両面から、そ

の魅力を高めてまいります。

そして、おわせ港まつりをはじめとする本市の4大イベントに関しましては、これまでの事業の検証を進めるとともに、新たな工夫を加え、大会のさらなる魅力アップと参加者、来場者の満足度向上に努め、集客交流人口の増加につなげてまいります。

あわせて、4大イベントにとどまらず、他のイベントについても積極的に押し進め、年間を通じた誘客の強化と交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本市のふるさと納税事業については、私が市長に就任して以来、地方創生と地域活性化に向けた重要な施策の一つとして位置づけ、さらなる展開を図ってまいりました。その結果、全国各地の多くの皆様から温かい御支援を賜り、これまでにお寄せいただいた寄附金の総額は約33億円に達し、中でも令和7年度の寄附額は7億円を超える勢いとなっております。また、寄附数においても、延べ23万6,000件を超えるなど、本市を応援していただく大きな輪が広がっております。これもひとえに市内約130の返礼品出品事業者の皆様並びに関係機関の皆様の大変なる御協力のたまものであり、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

ふるさと納税は、本市のような小規模な自治体であっても、知恵と工夫を凝らすことで、全国にその魅力を発信し、多くの応援を集めることができる夢と可能性に満ちた制度であります。1兆円を超えるとも言われる市場規模の中で、自治体間の競争は一層激しさを増しておりますが、本市としましては、引き続き尾鷲ならではの魅力ある返礼品づくりを事業者の皆様と共に進め、全国への情報発信を強化することで、寄附金の安定的な確保と商工振興につなげてまいります。

あわせて、御寄附を頂いた皆様に、本市への親しみや愛着を深めていただくために、おわせ港まつりへの招待や首都圏で開催する尾鷲の昼御飯体験などの感謝企画を引き続き開催し、ふるさと納税をきっかけとした関係人口の創出拡大に取り組んでまいります。

次に、水道料金の減免についてであります。

全国的な物価高騰による御家庭への負担を軽減するため、国の重点支地方交付金を活用して、昨年6月から8月の水道基本料金を減免し、市民及び事業者の皆様から大変御評価いただきました。

このことから、新年度につきましても同交付金を活用し、水道の使用料が多く

なる6月から8月までの3か月間の水道基本料金を減免し、度重なる物価高騰の影響を受ける市民及び事業者の皆様を支援してまいりたいと考えております。

次に、ゼロカーボンシティの取組についてであります。

今年で2回目となる尾鷲ネイチャーポジティブアクション会議が、本年1月21日に横浜みなとみらいで開催いたしました。当日は、大手企業、内閣府、日本自然保護協会など、100名を超える国内の主要な企業、団体が一堂に会する中、ゼロカーボンシティ実現のための協議が行われ、私も直接会場に出向き、私の強い思いを企業に直接お伝えし、本市の生物多様性の保全と、一次産業の持続的な生産活動の取組に参画、協賛いただけるよう、トップセールスを行ってまいりました。

また、本市を舞台とした企業経営についての提案が、八つの企業、団体から発表されたほか、参加者全員で、本市の第一次産業や自然資源の価値と教育についてと題したディスカッションを、延べ5時間を超える長丁場で行っていただきました。

本市が進める生物多様性の回復は、第一次産業を再興させることにあり、それには、自然は地方の山間部、沿岸部に存在しており、その恩恵を最も享受しているのが都市部であるという認識に基づき、議論を進めてまいりました。結果、都市と地方が分断されるのではなく、共に責任を分かち合い、未来をつくっていく関係性が求められるとの認識で一致いたしました。本市では、そのことを企業と共に具現化させていこうとするもので、新年度でも、企業版ふるさと納税による御寄附や市有林で創出したJ-クレジットの販売収益等を原資として、ゼロカーボンシティ事業を継続してまいります。

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

住宅費用の変容に伴う流通事情などから、長期に及ぶ木材価格の低迷など、依然として林業を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

こうした中、本市の市有林事業では、直接的な収支改善を図るために、保育間伐という劣勢木の間引きを目的とした手法から、間伐材を木材市場に搬出し販売する利用間伐に切り替え、森林を豊かにしていくと同時に、最終的な主伐時の収益を最大化するという方針としております。

また、市有林でCO₂など、温室効果ガスを森林で吸収するJ-クレジットの認証は、本年度は2,404トンを取得しており、販売収益約1,900万円を見込んでおります。

今後、年間で最大5,700トン、4,500万円ほどの収益を得られるよう取り組み、厳しい状況が続く林業経営に補填することや次の森林整備の財源として有効活用してまいります。

一方で、ほとんどの杉、ヒノキが主伐期を迎える本市の林業において、従来の建築用材として主伐した後、再造林するというサイクルは、今後の本市の林業はもとより、森林保全、さらには大型製材工場誘致の観点においても、非常に重要かつ不可欠な経済活動であると認識しております。

また、森林環境譲与税を有効活用しながら、民間の収益性の高い森林に対して優先的に手入れを進めるなど、戦略的かつ総合的な森林経営に取り組んでまいります。

次に、農業・関連産業の振興についてであります。

本市では、令和4年度から、国のみどりの食料システム戦略による有機農業産地づくり緊急対策事業に取り組んでおります。これまでに、県内初となるオーガニックビレッジ宣言を行い、生産、加工、流通、消費を一体的に取り組み、有機農産物専門スーパーとの取引や東京都港区の小中学校6校での学校給食への甘夏ジュースの採用、東京都で25店舗を運営するオーガニックレストランへの納入など、着実に成果を上げてきました。

新年度では、さらにこの流れを拡充していくため、地域活性化起業人と地域おこし協力隊からなる営業販売本部「k i t t e k」を立ち上げ、レストラン等での甘夏を食材としたメニュー開発を進めるなど、尾鷲甘夏のブランド化を図りながら、有機農業を本市の新たな産業として育ててまいります。こうした有機農業の取組と連動して、尾鷲市農地バンクでの遊休農地の有効活用や有機市民農園において市民の皆様が気軽に農業に参画できる体制づくり、馬越屋での農産物直売イベント「いちにちいち」で自ら作った農産物を販売するなど、楽しみながら農業に関わっていただける仕組みを構築してまいります。さらには、担い手不足を逆手に取った甘夏収穫ワーケーションなど、関係人口づくりを連動させていくことで、本市の小規模ながら発信力の高いインパクトのある農業から、まちづくりにつなげてまいります。

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

平成29年から7年9か月継続した黒潮大蛇行は、漁船漁業における沿岸資源の減少、魚類養殖における漁病リスクの増加など、本市水産業に大きな影響を及ぼしました。

また、度重なる物価高騰が漁業経営を圧迫し、漁業を取り巻く状況は年々厳しさを増しております。

こうした状況への開放策として、国が所得向上や物価高騰対策などの支援を講じる中、これらと連動し、各市町が以前より実施してきた漁業近代化資金の利子補給や赤潮に対する共済掛金の全額負担の取組は、こうした状況の今こそ、漁業者を支える重要で効果的な施策であると考えております。

本市におきましても、漁協や県との連携をより一層密にし、これらの事業の継続、手続支援はもとより、利子補給へのさらなる支援など、自治体としての役割をしっかりと果たしながら、厳しい状況を乗り越えていかねばならないと考えております。

また、本市独自の漁業施策として、藻場再生やアオリイカ産卵床づくり、後継者対策としての漁業体験、食育推進などの取組につきましては、本市ネイチャーポジティブコンソーシアムに加盟する企業とも連携し、具体的な事業を構築してまいります。

次に、市の魚であるブリを春ブリとして国内に広く周知し、ブランド化を図り、魚価向上を目指す取組につきましては、今季で3回目を迎える春ブリ宣言がメディアにも大きく取り上げられるなど、着実に成果を上げております。さらに、今季も春ブリ宣言を機に、関東をはじめとする消費地へ向けた流通の仕組みづくりについても評価してまいります。

次に、子ども・子育て支援の充実についてであります。

本市では、子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画に基づき、「こどもの未来 明日をともに育むまち おわせ」を目指す姿として、妊娠期から子育て期に至るまで、切れ目のない支援に取り組んでおります。

昨年10月には、こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の相談窓口を一体化するとともに、子育て家庭と子供を包括的に支援する体制を整えました。

母子保健の分野では、特定不妊治療費助成事業を継続し、妊娠を望む御夫婦の経済的負担の軽減に努めております。

また、国において新年度から定期接種化が予定されているRSウイルス母子免疫ワクチンについては、円滑な接種体制を整え、妊婦への接種を通じて、新生児、乳児期における感染予防を図ってまいります。

一方、児童福祉の分野では、新年度からこども誰でも通園制度を実施し、就労

要件に関わらず、子供の健やかな成長を支援するとともに、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、これまで第2子以降を対象とした粉ミルクなどの育児用品の購入や育児支援サービスに利用できる利用券の支給については、その対象を第1子までに拡大し、子育て世帯応援事業として実施し、乳幼児を養育する子育て世帯をより手厚く支援してまいります。

これらの取組により、子育て世帯の経済的、精神的負担の軽減を図り、安心して子供を産み健やかに育てることができる環境を整えるとともに、地域全体で子育てを支え合うまちづくりを進め、引き続き子育て支援の充実に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉の推進についてであります。

本市の高齢化率は、昨年末で46.6%に達し、全国平均を大きく上回る水準となっております。加えて、65歳以上の老年人口が、15歳以上65歳未満の生産年齢人口を上回る極めて深刻な事態となっております。

このように、高齢化の進行に伴い、独り暮らし高齢者の増加や担い手不足、医療・介護ニーズの高度化など、地域課題は一層深刻化しております。

本市では、こうした状況を踏まえ、公助に加え、自助、互助を含めた支え合いの地域づくりを進め、周辺市街地を対象とした買物支援バスの運行や住民同士で支え合う仕組みによる生活支援、認知症カフェの運営、地域ぐるみの見守り体制の構築など、包括的な取組を行ってまいりました。

今後も、高齢者の皆様が主体的に健康づくりに取り組み、地域の中で役割を持ちながら安心して生き生きと暮らし続けられるよう、介護予防教室や地域サロンでの通いの場の充実を図るとともに、支え合いの仕組みづくりをより一層推進し、高齢者の見守りや生活支援、居場所づくりに継続して取り組んでまいります。

また、新年度は、本市高齢者施策の指針である「尾鷲市高齢者保健福祉計画」が3か年計画の最終年度となることから、次期計画の策定を進めてまいります。策定に当たりましては、紀北広域連合が新たに策定する「介護保険事業計画」との整合性を図るとともに、高齢者や支援者の皆様の声を的確に反映し、新たな課題や多様化するニーズに柔軟に対応できる体制づくりを目指してまいります。

今後も医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が切れ目なく連携する地域包括システムのさらなる充実を図ってまいります。

次に、障がい福祉の推進についてであります。

本市の障がい福祉施策の指針となる「紀北地域障がい者福祉計画」及び「尾鷲市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の基本理念である「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」の実現に向け、障がいを持つ方が地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、関係機関等と連携しながら取り組んでいるところであります。

これら計画の期間が令和8年度末をもって終了することから、国等の動向を踏まえつつ、紀北地域協議会をはじめとした各関係機関と協議、連携を行いながら、障がい福祉施策がより一層充実するよう、計画策定に取り組んでまいります。

また、発達が気になる児童への支援につきましては、紀北町と共に整備を行い、昨年4月より開所した児童発達支援事業所「ばれっと」において専門的な療育が実施されるようになり、児童が抱える様々な課題の克服が進んでいるところであり、困難さを抱える児童が諦めることなく、希望する将来を選択することができるよう、引き続き支援してまいります。

次に、尾鷲総合病院についてであります。

尾鷲総合病院は、救急医療や周産期医療、新興感染症への対応など、地域の医療の中心的な役割を担い、市民の皆様の命と健康を支えております。

また、高齢化が進む本地域にとって、療養や急性期の治療を受けた患者さんが安心して自宅や施設に戻れるよう支援を行うとともに、地域の医療機関、介護施設等と相互に連携、調整を行う地域包括ケアシステムの重要な役割を担っております。

しかし、全国的に公立病院の経営状況は深刻な問題を抱えており、特に当院のように地域医療を支える中小規模の急性期病院は大変厳しい状況下にあります。その要因としては、近年の社会情勢、特に人口減少による患者数の減少に加え、看護師不足の慢性化による病床縮小の影響が極めて大きく、加えて地域の実情を考慮した不採算部門の維持等、病院経営は極めて厳しい状況であります。

そのような中、当院では、昨年度から病院長を中心に経営改革に取り組み、DPC機能評価システムの活用や類似病院との比較に基づき診療報酬加算の強化を図るとともに、地域包括ケア病棟の活用により入院患者数を増加させるなど、診療報酬の増加に努めております。

一方、国においても、病院経営の悪化を踏まえ、診療報酬をプラスに改定することとなっておりますが、病院の自助努力や国の支援だけでは危機的状況を克服することは難しく、一般会計からも適宜、適正な負担を行ってまいります。今後、

患者動態も高齢化が進み、急性期から回復期まで幅広い医療が求められる中、病院経営はますます厳しい状況が続くと考えられます。そういった中で、地域における救急医療を堅持した上で、経営状況も見極めながら、今後の医療機能の在り方について早急に検証し、持続可能な地域医療を提供してまいります。

次に、防災対策についてであります。

本市において危惧される南海トラフ地震に伴う巨大津波への備えについてですが、十数分で広範囲に及び浸水すると予測されていることから、津波浸水域外までの避難が困難な地域である中井町では旧中京銀行尾鷲支店跡に、矢浜地区では旧矢浜保育園跡に、津波避難タワーを令和8年度中に設置いたします。このことにより、避難に時間を要する方ややむを得ず逃げ遅れた方にとっても、速やかな垂直避難が可能となるため、大変減災効果の高い事業であると確信しております。

また、近年、集中豪雨や台風による被害が激甚化する中、防災・減災対策につきましては、市民の皆様一人一人が自然災害の危険性を改めて認識し、日頃から災害に対する備えを整えていただくことが、本市全体の防災力、減災力の向上につながるものと考えております。

今後も、ソフト面、ハード面の両方の取組に、防災文化の醸成を一層推進し、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、広域ごみ処理施設整備の推進についてであります。

東紀州5市町で取り組む広域ごみ処理施設整備につきましては、東紀州環境施設組合が主体となり、令和6年度から令和9年度にわたる約4年間で設計、施工を行います。現在、令和10年3月の完成を目指し、建設現場において基礎工事等を進めているところであり、その後、施設建屋の建築工事を開始し、令和9年秋頃から試運転を行う予定となっております。

当施設が完成の際は、老朽化した現施設の運転が危ぶまれることへの不安解消や修繕費をはじめとする運営費の削減などに大きく寄与するものと期待しております。

引き続き、東紀州環境施設組合の構成5市町の連携を密にし、令和10年4月の稼働に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、教育施策の推進についてであります。

現在、市内全小学校で展開している「尾鷲育」を新年度も継承し、本市の自然や歴史、地域資源を最大限に活用した教育活動を推進いたします。子供たちがこの地域の宝を深く知り、体験することは、郷土への愛着と誇りを醸成する大きな

原動力となります。

こうした地域に学ぶ経験を通じて、多角的な視点を持ち、次代の尾鷲を担い、自ら未来を切り開くたくましい人材を育てまいります。

次に、義務教育における食育の重要性を踏まえ、新年度から国庫補助が充当される小学生に加え、本市独自の中学生の学校給食費についても無償化を継続してまいります。

財源については、国の重点支援地方交付金を効果的に活用し、物価高騰に直面する子育て世帯の経済的負担を直接的に軽減することで、本市の全ての児童・生徒がひとしく豊かな食環境を享受できる体制を堅持してまいります。

また、さきの臨時会にてお認めいただいた新入学児童祝金事業については、本年4月に入学を迎える皆様からの申請に基づき、現在、順次交付に向けた事務を円滑に進めております。

本事業は、令和9年度以降の新入学児童に対しても継続実施し、次世代を担う子供たちの健やかな成長につなげるとともに、子育てに対する保護者の安心感を醸成することで、若い世代の定住意欲を高め、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」を実感できるまちづくりを力強く推進してまいります。

次に、社会教育・文化事業の推進についてであります。

本市では、尾鷲市教育ビジョンに掲げる「誰もがいつでも健康で、学び、活躍し続けることができる環境づくり」を基本方針に、幅広い世代を対象とした生涯学習事業の充実に取り組んでまいりました。

新年度からは、こうした取組をより分かりやすく推進するため、課名を文化・スポーツ振興課に改称し、社会教育、文化、スポーツ活動の一層の充実を図ってまいります。

社会教育活動においては、各種講座や市民サークルへの支援を継続するとともに、公民館講座の内容充実や出張講座の開催により、学びの機会の拡充を図ってまいります。

また、文化事業につきましては、社会環境の変化を踏まえ、指定管理者と市が連携し、市民文化会館を拠点とした文化活動の充実に取り組んでまいります。

さらに、文化財の保存・活用では、「八鬼山荒神堂及び茶屋跡」が「国史跡熊野参詣道伊勢路」への追加指定に向けて答申されたことを踏まえ、引き続き県と連携し、世界遺産追加登録に向けた取組を進めてまいります。

あわせて、放課後子ども教室や子育て支援事業を通じ、子供たちの健やかな成

長を支える環境づくりを進めるとともに、新図書館を契機として読書活動を推進し、市民の皆様の学びと交流の充実を図ってまいります。

今後も、人生100年時代にふさわしい多彩な学習機会を提供するため、関係機関と連携しながら、全ての世代を対象とした社会教育・文化事業の推進に努めてまいります。

次に、スポーツ活動の推進についてであります。

本市では、本年度で最終年を迎える「第一次尾鷲市スポーツ推進計画」を踏まえ、次年度から始期となる「第二次尾鷲市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

第一次計画期間においては、コロナ渦や人口減少、少子高齢化の進行などにより、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してまいりました。

第二次計画では、こうした変化に対応するため、従来のスポーツ団体への支援を継続するとともに、市が行うスポーツ教室や体験会の充実、団体に未加入の競技者や多様なスポーツ、身体活動への支援にも取り組み、市民の皆様が気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めてまいります。

そして、今後、国市浜公園野球場と体育文化会館という二つのスポーツ拠点が新たに整備されることを契機に、幅広い活用を図りながら、健康づくりを含めたスポーツ活動の推進を通じて、市民一人一人の生涯にわたる心身の健康の増進と豊かな地域生活の実現につなげてまいります。

次に、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備についてであります。

さきの第3回定例会における行政常任委員会において説明申し上げました再入札に向けたスケジュールに基づき、現在、事業費の再積算を行っており、当該整備事業の速やかな再入札執行に向けて、本定例会において令和7年度予算及び令和8年度当初予算に係る補正予算について、追加議案として上程させていただきたいと考えております。

本事業は、長年の懸案事業である体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化、図書館の移転拡充を実現し、新たな図書館を市民のリビングルームに、また、中央公民館2階の図書館跡地をこどものリビングルームとして整備するなど、子供から高齢者までの居場所づくりを充実し、中村山一帯に本市の文化・スポーツ機能の集約、拡大を図るとともに、老朽化した本庁別館機能の移転を同時に進める効果的かつ効率的な事業であることから、その実現に向けて着実に整備を進めてまいります。

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページを御覧ください。

このページは、提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第2号から諮問第1号までの30件としております。その内訳といたしましては、条例の制定と一部改正及び条例の廃止が12件、予算関連が10件、その他が7件、諮問が1件であります。

それでは、各議案について説明いたします。

1 ページを御覧ください。

議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」につきましては、令和8年4月1日から乳児等通園事業の給付制度が始まることに関して、事業者が乳児等支援給付費の支給に係る事業者である旨の確認を市長から受ける基準を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、12ページを御覧ください。

議案第3号「尾鷲市乳児等通園支援事業に関する条例の制定について」につきましては、公立のとちのもり保育園において、令和8年4月1日から始まる乳児等通園支援事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

次に、14ページの議案第4号「尾鷲市行政手続条例の一部改正について」につきましては、国において、デジタル技術の進展を踏まえた規制の見直しを推進するため、書面による揭示規制の見直しとして、行政手続法の一部が改正されたことに伴い、同様の改正を行うとともに、規定の整備を図るため、条例の一部を改正するものであります。

次に、17ページの議案第5号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきましては、令和7年人事院勧告に基づき、通勤手当の見直しや期末勤勉手当支給月の支給割合を令和8年度4月以降の適用分について整理するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、20ページの議案第6号「尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきましては、令和7年の人事院勧告に基づく職員の給与改定に準じ、会計年度職員に係る給与について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、41ページを御覧ください。

議案第7号「職員等の旅費に関する条例等の一部改正について」につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたことから、これに準じて、職員及び特別職等に対して支給する旅費の取扱いの見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、52ページを御覧ください。

議案第8号「尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正について」につきましては、尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会の設置目的について、国の施策名の変更に伴い、本市の実情に合わせた内容を詳細に明記するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、54ページの議案第9号「尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正について」につきましては、子育て世帯への支援拡充を目的とし、全世代で費用を負担する子ども・子育て支援金制度が令和8年4月1日より開始されることに伴い、当該納付金に係る区分を追加するとともに、地方税法施行令の改正に伴う賦課限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、59ページを御覧ください。

議案第10号「尾鷲市都市公園条例及び尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、都市公園である国市浜公園内に新たに野球場を建設することに伴い、尾鷲市都市公園条例に、有料公園施設の設置と使用料等については、他の運動施設と同様に、尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例に定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、62ページの議案第11号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、消防団員の減少や高齢化が進む中、地域防災力の維持強化を図るため、団員等の任命要件を見直すこと、また、職員等の旅費に関する条例の一部改正を受けて、準用する規定について所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、64ページの議案第12号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正による補償基礎額等の見直しに伴い、同様の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、66ページの議案第13号「旅館建築の規制に関する条例の廃止について」につきましては、制定当時、特殊旅館業の新規営業を規制する法令がなかつ

たため、本条例を制定しましたが、その後、風営法及び旅館業法による規制が強化されたこと、同様の規制が県においても行われたことから、本条例を廃止するものであります。

次に、68ページの議案第14号「令和8年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から77ページの議案第23号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第4号）の議決について」までの10議案について、一括して説明いたします。

本市の財政状況は、昨年度決算における経常収支比率が97.2%と依然として高い水準にあるものの、一方で、国が定める健全化判断比率においては、いずれの指標も早期健全化基準を大幅に下回っているほか、財政健全化の取組を着実に進めてきたことや地方交付税の増額、ふるさと応援寄附金の増額などにより、昨年度末の財政調整基金残高は、過去最高となる約25億7,900万円となりました。

また、昨年度末の地方債残高も約78億8,300万円で、前年度比4億5,600万の減少となり、9年連続での減少となりました。

このように、本市の財政状況は着実に改善しており、現時点においては比較的健全な状態であると判断しているところであります。

一方で、近年の急激な物価高騰の影響は、人件費の上昇も含めて、財政運営の大きな負担となっているところであり、これらについては、地方交付税等において適切な算定がされるよう、引き続き国の動向を注視するとともに、国に対する働きかけを継続していく必要があると考えております。

こうした状況の中、令和8年度は、第7次尾鷲市総合計画前期基本計画の総括年に当たり、市政の諸課題の解決に向けた重要な1年となります。

当初予算におきましては、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業や津波避難タワー整備事業など、市民の皆様が安全で快適に暮らせる環境づくりをはじめ、結婚、出産、子育てしやすい環境の充実、人と人との多様なつながりを形成する取組などを推進することに加えて、国の令和7年度補正予算で追加された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券発行事業をはじめとする市民の皆様への生活支援事業を実施するなど、まちの将来像である「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現を目指してまいります。

それでは、令和8年度当初予算について説明いたします。

お手元に配付の令和8年度当初予算主要事項説明の1ページを御覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比9.6%増の133億609万8,000円、特別会計の国民健康保険事業会計は23%減の16億7,221万7,000円、後期高齢者医療事業会計は0.3%増の7億3,445万1,000円、企業会計においては、病院事業会計で0.4%減の51億3,003万8,000円、水道事業会計で6.1%増の9億6,009万7,000円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比3.3%増の218億290万1,000円とするものであります。

次に、一般会計歳入予算の主なものについて説明いたします。

2ページを御覧ください。

1款市税については、令和7年度の各税目の調定見込額等を踏まえ、市税全体として対前年度比0.4%減の18億5,371万3,000円を計上しております。

2款地方譲与税については、森林環境譲与税の減額等により、6.8%減の9,454万6,000円を計上しております。

3款利子割交付金から8款環境性能割交付金までは、過去の歳入実績等を勘案し、それぞれ計上したものであります。

9款地方特例交付金については、税制改正に伴う軽自動車税環境性能割及び地方揮発譲与税の減収補填を見込み、500万円増の1,200万円を計上しております。

10款地方交付税については、令和7年度の交付実績を踏まえて、普通交付税で1億3,900万円の増額、特別交付税では1,860万円の増額を見込み、地方交付税総額で3.6%増の45億1,700万円を計上しております。

12款分担金及び負担金は、広域ごみ処理施設に係る市道真砂線改良事業負担金950万円の皆増などにより、31.3%増の7,231万5,000円を計上しております。

13款使用料及び手数料は、0.5%増の1億628万4,000円。

14款国庫支出金は、多目的スポーツフィールド整備事業に係る社会資本整備総合交付金4億5,251万5,000円の減額及び物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金1億8,677万円の増額などにより、13.3%減の14億9,825万7,000円を計上しております。

15款県支出金は、参議院議員及び三重県知事選挙執行委託金4,049万8,000円の皆減及び津波避難タワー整備事業に係るいのちを守る防災・減災総合

補助金 2,317万5,000円の皆増などにより、2.7%減の6億7,301万4,000円を計上しております。

16款財産収入は、立木売払収入239万2,000円の減額などにより、5.4%減の3,749万9,000円を計上し、17款寄附金は、ふるさと応援寄附金を前年度と同額の4億円、地方創生応援寄附金は200万円の皆減と見込み、計上しております。

18款繰入金は、財政調整基金繰入金7億1,954万1,000円、ふるさと応援基金繰入金4億5,353万7,000円のほか、広域ごみ処理施設整備事業に対する公共施設等基金繰入金5,000万円、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業に対する森林環境譲与税基金繰入金1億554万9,000円など、27.5%増の14億5,915万5,000円を計上しております。

20款諸収入は、デジタル基盤改革支援補助金9,119万5,000円の減額などにより、22.2%減の1億6,921万4,000円を計上しております。

21款市債は、東紀州広域ごみ処理施設整備事業債4億2,220万円の増額及び社会教育施設等整備事業債8億490万円の皆増などにより、101%増の19億1,940万円を計上しております。

次に、一般会計歳出予算の主なものについて説明いたします。

4ページを御覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比1.7%増の47億9,084万9,000円となっております。

まず、人件費は、主に人事院勧告による職員給与費の増加などにより、4.5%増の19億6,479万7,000円を計上しております。

扶助費は、0.2%増の19億28万9,000円、公債費は1%減の9億2,576万3,000円を計上しております。

次に、その他の経費のうち、物件費は、商品券発行事業業務委託料1億7,796万8,000円の皆増などにより、7.9%増の23億7,648万円を計上しております。補助費等は、東紀州環境施設組合負担金4億9,172万2,000円の増額に加え、病院事業会計や三重紀北消防組合等への負担金の増額などにより、34.5%増の26億4,193万9,000円を計上しております。積立金は、森林環境譲与税基金積立金4,069万5,000円の皆減などにより、7.3%減の2億6,586万円を計上しております。繰出金は、紀北広域連合負担金1,925万3,000円の増額などにより、0.9%増の12億3,185万1,

000円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、多目的スポーツフィールド整備事業9億503万の減額などにより、56.9%減の5億5,887万5,000円を計上、単独事業費で、体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化事業9億8,880万4,000円の皆増などにより、300.3%増の12億3,586万5,000円を計上、県営事業負担金で、街路事業地元負担金5,000万円の増額などにより、73%増の1億1,733万4,000円を計上し、総額で14.2%増の19億1,207万4,000円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

19ページを御覧ください。

議場映像音響システム等更新リース料をはじめ7件について債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

20ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の減少見込みなどにより、対前年度比23%減の16億7,221万7,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、総務費の増額などにより、0.3%増の7億3,445万1,000円を計上しております。

続きまして、企業会計について説明いたします。

22ページを御覧ください。

病院事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入で42億4,792万8,000円、支出で46億6,299万円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入で3億4,507万1,000円、支出で4億6,704万8,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,197万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26万6,000円を補填し、残額の1億2,171万1,000円は、一時借入金で措置するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

学資貸与金は、期間は令和9年度から令和10年度まで、限度額を1,740

万円とするものであります。

また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和9年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものであります。

23ページを御覧ください。

水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入では5億6,489万6,000円支出で5億2,384万2,000円を計上しております。

資本的収入及び支出では、収入で1億2,285万4,000円、支出で3億9,520万1,000円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,234万7,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金をもって補填するものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

水道窓口及び検針収納業務委託は、期間を令和9年度から令和13年度まで、限度額を2億5,300万円とするものであります。また、監視ソフトクラウド化及びNTT専用回線が廃止に伴うシステム更新工事は、期間を令和9年度、限度額を9,735万円とするものであります。

続きまして、令和7年度補正予算について説明いたします。

お手元に配付の令和7年度一般会計補正予算（第12号）主要事業説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で5億4,071万5,000円を追加し、国民健康保険事業会計で7,194万3,000円を減額、後期高齢者医療事業会計で2,296万9,000円を追加、また、病院事業会計では、歳入で1億36万8,000円を減額し、歳出で407万3,000円を追加、水道事業会計では、歳入を707万3,000円、歳出で258万9,000円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を232億7,699万7,000円とするものであります。

まず、一般会計から説明いたします。

2ページを御覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

1款市税7,589万円の増額は、市民税及び固定資産税等において、調定額が当初の見込みを上回ったことなどによるものであります。

10款地方交付税1億8,826万6,000円の増額は、国の補正予算に基づ

く普通交付税の追加交付があったことによるものであります。

12款分担金及び負担金1万6,000円の減額は、各種がん検診地方負担金、自己負担金の減額によるものであります。

13款使用料及び手数料2万9,000円の増額は、林業研修センター使用料の増額によるものであります。

14款国庫支出金1億9,750万6,000円の増額は、津波避難タワー整備事業に係る防災安全交付金2億3,530万円の増額などによるものであります。

15款県支出金2,260万6,000円の増額につきましても、津波避難タワー整備事業に係るいのちを守る防災・減災総合補助金5,882万5,000円の増額などによるものであります。

16款財産収入236万円の減額は、立木売払収入388万円の減額などによるものであります。

17款寄附金201万円の減額は、地方創生応援寄附金として5社から計799万円の御寄附を頂いた一方、藻類養殖試験事業を実施するために募集していた寄附がなかったことから、1,000万円を減額するものであります。

18款繰入金2,715万7,000円の増額は、前年度の精算に伴う後期高齢者医療事業会計繰入金3,334万1,000円の増額などによるものであります。

20款諸収入225万3,000円の減額は、デジタル基盤改革支援補助金650万6,000円の減額及びJ-クレジット販売収入352万円の増額などによるものであります。

21款市債3,590万円の増額は、津波避難タワー整備事業債5,880万円の増額のほか、過疎対策事業債ハード分の配分額増加及び起債対象事業費の変更によるものであります。

次に、歳出であります。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

内容につきましては、事業費の確定等に伴う減額補正がほとんどでありますので、主に増加したものについて説明させていただきます。

4ページを御覧ください。

各款共通の人件費のうち、一般職で、報酬98万7,000円の増額は、会計年度任用職員に係る報酬の増額、職員手当4,602万4,000円の増額は、退職手当の増額等によるものであります。

総務費の一般管理費では、情報化推進事業のガバメントクラウド利用料436万8,000円の増額であります。

財産管理費では、基金積立金として、今回の補正に伴い、財政調整基金に3億3,698万6,000円、普通交付税の追加交付等により減債基金に1,762万円、事業費の減額等に伴い森林環境譲与税基金に268万円、J-クレジット販売収入及び地方創生応援寄附金等によりゼロカーボンシティ推進基金に732万円をそれぞれ積み立てるものであります。

防災費では、令和7年度事業費の追加申請が認められたことによる津波避難タワー整備工事請負費3億5,295万円の増額、戸籍住民基本台帳費では、住民記録システム改修業務委託料194万7,000円の増額であります。

5ページを御覧ください。

民生費の社会福祉総務費では、保険基盤安定繰出金等の額の確定により、国民健康保険事業特別会計繰出金754万5,000円を増額するものであります。

老人福祉費では、グループホームの非常用自家発電設備整備に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金773万円の追加であります。

児童福祉総務費及び児童措置費では、物価上昇といった厳しい環境の中でも安定的に子ども・子育て支援事業が継続できるよう、物品の購入経費に対して国県市が補助を行うもので、地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助金として、放課後児童健全育成事業で10万円、保育所等事業で5万円、児童相談事業で2万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

生活保護総務費では、生活保護システム改修業務委託料68万2,000円の増額であります。

衛生費の予防費では、コロナワクチン接種事業に係る前年度精算金318万4,000円の追加であります。

6ページを御覧ください。

斎場管理費では、火葬用燃料の使用量増加に伴う斎場指定管理料11万7,000円の増額であります。

病院費では、周産期医療に要する経費が人事院勧告の影響により増加したことから、病院事業会計負担金229万6,000円を増額するものであります。

農林水産業費の管理費では、みんなの森プロジェクト事業に係る企業版ふるさと納税獲得手数料419万8,000円の追加であります。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。

8 ページを御覧ください。

繰越明許費 6 件につきましては、津波避難タワー整備事業をはじめ、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものであります。

次に、債務負担行為補正について説明いたします。

追加 1 件につきましては、火葬用燃料の使用量増加に伴う尾鷲市斎場指定管理料追加分として、期間を令和 8 年度から令和 9 年度まで、限度額を 28 万円と定めるものであります。

変更 1 件につきましては、プロポーザルの結果により、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区指定管理料の限度額を 2,278 万 3,000 円に変更するものであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

9 ページを御覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、7,194 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 21 億 6,530 万 1,000 円とするものであります。

歳入では、国民健康保険税 1,755 万 3,000 円の増額、普通交付税の減額等による県支出金 9,709 万 5,000 円の減額、保険基盤安定繰入金等の増加に伴う繰入金 754 万 5,000 円の増額が主なものであります。

歳出では、保険給付費 1 億円の減額、財政調整基金積立金 2,884 万 4,000 円の増額が主なものであります。

次に、10 ページを御覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、2,296 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 7 億 7,034 万円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料 203 万 9,000 円の増額、保険基盤安定繰入金等の確定に伴う繰入金 1,241 万 1,000 円の減額、療養給付費市町負担金の前年度精算に伴う諸収入 3,334 万 1,000 円の増額であります。

歳出では、広域連合負担金 1,037 万 2,000 円の減額、諸支出金は療養給付費市町負担金の前年度精算金 3,334 万 1,000 円を一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、企業会計について説明いたします。

11 ページを御覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出のうち収入で、入院患者数の減少により、医業収益で 1 億 2,032 万 4,000 円を減額し、医業

外収益で周産期医療に対する一般会計負担金 229万6,000円及び地域連携周産期支援事業補助金等 1,936万円の増額により、計 2,165万6,000円の増額とするものであります。

支出では、退職給付費の増と材料費及び光熱水費の減等により、医業費用を 697万7,000円増額し、控除対象外消費税等の減により、医業外費用を 127万4,000円減額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入では、医療機器整備事業債の減額により、企業債 170万円を減額するものであります。

支出では、入札による機械備品購入費等の減額により、建設改良費 163万円を減額するものであります。

続きまして、12ページを御覧ください。

水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が、公園及び墓地等無収給水使用料に対する一般会計負担金の減により、22万6,000円を減額するものであります。営業外収益は、市中銀行に預け入れしている受取利息 117万5,000円の増額等により、195万3,000円を増額するものであります。

特別利益は、固定資産台帳の精査を行った結果、長期前受金戻入額の計上漏れが判明したことから、これをその他特別利益として 13万円計上するものであります。

支出では、営業費用が、額の確定による委託料等の減額により 197万7,000円の減額、営業外費用は、営業費用の減額等に伴う仮払消費税額の減による消費税納付額の増額等により 73万円を増額するものであります。

特別損失は、固定資産台帳精査により、長期前受金戻入額と同様に減価償却費の計上漏れが判明したため、これをその他特別損失として 250万2,000円計上するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、布設替え工事に際し交換する消火栓設備費用に対する一般会計負担金 523万円の減額、建設改良費の減額に伴う企業債 370万円の減額により、計 893万円の減額であります。

支出では、建設改良費が、固定資産購入費の確定により 384万4,000円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、78ページを御覧ください。

議案第24号「尾鷲市過疎地域持続的発展計画について」につきましては、令

和3年度に策定した計画が計画期間の終了を迎えることから、引き続き過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく財政上の特別措置である過疎対策事業などを活用し、地域活性化等の取組を積極的に推進するため、新たに令和8年度から令和12年度を計画期間とした「尾鷲市過疎地域持続的発展計画」を策定いたしたく、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、79ページの議案第25号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」から、81ページの議案第27号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までにつきましては、公の施設管理の指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

各議案に係る指定管理者と指定期間であります。議案第25号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を三重交通株式会社とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とするものであります。

次に、議案第26号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とするものであります。

次に、議案第27号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」につきましては、指定管理者を公益財団法人尾鷲文化振興会とし、指定の期間を令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とするものであります。

次に、82ページを御覧ください。

議案第28号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、宅地開発に伴い設置された道路等の4路線を新たに市道路線として認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第2号「尾鷲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」から議案第28号「尾鷲市道路線の認定について」までの27議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第30、議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」及び日程第31、議案第30号「尾鷲市監査委員の選任について」の2議案を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

(事務局長 朗読)

議長(小川公明議員) ただいま議題となりました2議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」及び議案第30号「尾鷲市監査委員の選任について」の2議案について説明いたします。

議案書の87ページを御覧ください。

議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、本市の公平委員会委員は3人の委員で構成されており、そのうち南進氏が本年3月31日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、89ページを御覧ください。

議案第30号「尾鷲市監査委員の選任について」につきましては、執権を有する者のうちから選任する監査委員である民部俊治氏が本年2月28日任期満了となるため、新たに人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理、その他、行政運営に関し優れた識見を有する西謙一氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」、議案第30号「尾鷲市監査委員の選任について」の2議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長(小川公明議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております2議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております2議案は、委員会への付託を省略することと決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第30、議案第29号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(小川公明議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第31、議案第30号「尾鷲市監査委員の選任について」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(小川公明議員) 起立全員。

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第32、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

事務局長をして、諮問の朗読をいたさせます。

(事務局長 朗読)

議長(小川公明議員) ただいま議題となりました諮問につきまして、提案理由の説

明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」説明いたします。

議案書の91ページを御覧ください。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましては、本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち濱野公壽氏の委員の任期が本年6月30日に任期満了となることから、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある濱野公壽氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」の説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議題の諮問に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております諮問につきましては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（小川公明議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第32、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

議長（小川公明議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、来る2月28日をもちまして御退任されます代表監査、民部俊治氏より御挨拶があります。

代表。

〔監査委員（民部俊治君）登壇〕

監査委員（民部俊治君） 今月末、2月末日をもちまして、監査委員を退任することになりました。この4年間、皆さん方には大変お世話になりました。改めて御礼を申し上げます。

私は若い頃から、ふるさとを長きにわたって離れておりました。人生の後半におきまして、育てていただいたふるさとの役所に奉職できて、非常に喜んでおります。ただ、仕事に対する成果はいま一步ということで、反省をしております。今後は一市民として、市に協力をしていきたいと考えております。

最後に、市のますますの発展と皆様方の御活躍、御健勝を切に願ひまして、簡単ではありますが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川公明議員） 民部代表監査におかれましては、長い間、誠に御苦労さまでございました。ありがとうございました。今後におかれましても、お体を大切にされ、市の発展に御尽力賜りますよう、よろしく願いいたします。

以後、会期日程表のとおり、明日2月25日から3月1日までを休会とし、3月2日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午前11時35分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 中 村 文 子

署 名 議 員 西 野 雄 樹